令和８年（フ）第１０５号
長野県東御市和3405番地、前住所埼玉県川越市石原町２丁目46番地２（ロングハイツ１―201号室）
債務者　小林　　晋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１２号
長野県上田市別所温泉1863番地６
債務者　三田村靖子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１７号
長野県東御市鞍掛834番地５
債務者　丸山久美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9847番地４
債務者　佐藤　正輝
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第５５号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地328　コーポアイＥ202
債務者　大橋　由美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第２４７号
三重県鈴鹿市稲生塩屋二丁目17番26号　アストロボーイ201、前住所三重県鈴鹿市北玉垣町1648番地の１　ミルキーウェイ　コート202
債務者　岩﨑　祐名
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３７号
三重県四日市市中川原一丁目５番17―305号　丸美ロイヤル中川原
債務者　高士可奈子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
三重県いなべ市北勢町阿下喜960番地
債務者　近藤　隆行
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿351番地　みどり荘２－７号
債務者　礪波　明宏
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２７５号
奈良県桜井市大字阿部292番地の２　フローリダ文殊ヴィレッジ南棟　202
債務者　池田明仁こと　ＤＩＥ　ＭＩＮ　ＨＡＯ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０２号
奈良県生駒市小明町915番地３　メゾンリーリエ　201
債務者　榊　　千恵
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６８号
和歌山市松江東２丁目１番22号　ＴＪ松江東101、前住所和歌山市古屋420番地　リオンガーデン古屋307
債務者　水元　　翼
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３７８号
和歌山市毛見1437番地235、前住所大阪府東大阪市玉串元町１丁目６番14号
債務者　日野　健太郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７１号
鳥取県米子市奈喜良229番地11
債務者　眞鍋　裕次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５０３号
岡山市中区中島71番地９　中島コーポ西棟201号
債務者　間部　夢香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３９号
岡山市北区東中央町４番９号　ヨネダ第一ビル202
債務者　小郷　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部